

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

農業協同組合

- (自動継続)**
 - この貯金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
 - この貯金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
 - 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店に申し添えてください。その申出があったときは、この貯金は満期以後に支払います。
 - (証券類の受入れ)**
 - 小切手その他の証券類を受入れたときは、この貯金は決済された日を預入日とします。
 - 受入れた証券類が不渡りとなったときは資金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳払いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、この貯金が証券払いのときは、この貯金の証券と引換えに、当店へ返却します。
 - (利息)**
 - この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、この条を「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以前に支払います。ただし、前記の約定利率は、前入日から前入日の5年後の前営業までの日を満期日としたこの貯金の利率の支払いは、次によりします。
 - ① 預入日または満期日の1年前の前営業までの日数に則り来る預入日の1年ごとの約定日と「この貯金」とし、預入日または前回の中間払戻の日からその中間払戻の前日までの日数および通帳または証書記載の中間払戻利率（継続後の貯金の中間払戻利率は、継続後の貯金の利率に70％を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間払戻額（以下、「中間払戻金」といいます。）を、利息の一部として、各中間払戻日に支払います。なお、預入日の2年後の約定日を満期日とした継続方式が「元金継続」としてこの貯金のうちこの貯金（「自動継続スーパー定期貯金2年もの」といいます。）に限り、中間払戻金を定期貯金とすることができません。
 - ② 中間払戻金（中間払戻日）が複数ある場合は各中間払戻金（合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払戻金」といいます。）を、満期日に一括して支払います。
 - この貯金の利息の支払いは、次のとおり取ります。
 - ① 預入日1か月後の約定日および前入日の2年後の約定日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日にこの金に振り込まれることにより取り扱います。
 - A 貯金口座へ振り替える場合には、中間払戻日および満期日に指定口座に入金します。
 - B 中間払戻金を定期貯金とする場合は、中間払戻日による自動継続スーパー定期貯金2年ものとして満期日を同一にするスーパー定期貯金（以下、「中間払戻定期貯金」といいます。）とし、その利率は、中間払戻日における当組合所定の利率を適用します。満期払戻金は満期日に元金に組み入れ、中間払戻定期貯金の元金と合わせて自動継続スーパー定期貯金2年もの元金に継続します。
 - C 預入日の2年後の約定日の翌日から預入日の5年後の約定日までの日を満期日としたこの貯金の中間払戻金は、中間払戻日に指定口座に入金します。また、満期日にはあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れ継続します。
 - ② 利息を指定した口座に入金できないときは、当組合所定の払戻書等に届出の印章により記号押印して通帳または証券とともに当店へ提出してください。
 - 継続を停止した場合この貯金の利息（中間払戻金を除きます。）は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日より前記約定日または書替継続日の前日までの日数および前記約日または書替継続日における普通貯金利率によって計算します。
 - この組合が定める満期日または満期日前に解約する場合は、前記第4条第1項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期間前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間におけるたし利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払戻金が支払われている場合には、その中間払戻金（中間払戻日）が複数ある場合は各中間払戻金の合計額）と期間前解約利息との差額を計算して支払います。
 - ① 預入日の1か月後の約定日から預入日の3年後の約定日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×50%
C	1年以上3年未満	約定利率×70%
 - ② 預入日の3年後の約定日を満期日としたこの貯金の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	2年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上3年未満	約定利率×70%
 - ③ 預入日の3年後の約定日の翌日から預入日の4年後の約定日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%または解約日における普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率
C	1年以上2年未満	約定利率×20%または解約日における普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×60%
 - ④ 預入日の4年後の約定日の翌日から預入日の5年後の約定日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%または解約日における普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×70%
 - この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割に計算します。
- (貯金の解約、書替継続)**
 - この貯金の解約または書替継続するときは、当組合所定の書式に解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記号押印して通帳または証券とともに、当店へ提出してください。
 - 前項の届出または書替継続の手続きに加え、当該貯金の解約または書替継続の受付について正当な理由があることを確認するとき、当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約または書替継続を行いません。
 - この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合において、解約するときは、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号のいずれにも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をするなどによりこの貯金を解約することができるものとします。
 - A 貯金者が貯金者本人以外の人に不正に譲渡したことが判明した場合
 - B 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係者
 - E 総会運営等、社会運動等標榜のゴロムまたは特殊知能者集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - C 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合
 - A 暴力団の要請行為
 - B 法的な義務を怠った不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な要求をし、または暴力を用いた行為
 - D 虚説を流布し、偽計を用いたときは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当該組合の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- この貯金の変更、通帳・証券の再発行等
 - ① 通帳・証券や印章を失ったときは、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店へ届出てください。
 - ② 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合は過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
 - ③ 通帳・証券または印章を失った場合この貯金の元金金の支払いは通帳・証券の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (成年後見人等の届出)**
 - ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要事項を審判書に基づき、直ちに届出してください。
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見人等の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要事項を審判書によって当店へ届出してください。
 - ③ ②について補助・保佐・後見期間の審判を受けたりするときは、または任意後見監督人の選任がされているときには、前2項と同様に、当店へ届出してください。
 - ④ 前3項の届出事項に取扱いした変更が生じたときには、直ちに書面によって当店へ届出してください。
 - ⑤ 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (印鑑照合)**
 - 定期貯金の解約・通帳・定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸証その他の書類に使用された印影を届出の届出相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められた場合は、その書類につき書換、変更その他の事務がなされたために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証券を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次案および補てんを請求することができます。
- (盗難継続・証券による払戻し等)**
 - ① 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証券を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該不正な払戻し」といいます。）を受けたときは、当組合は当該不正な払戻しが行われた日から1か月を経過した日（以下、本条において「当該不正な払戻しの日」といいます。）に限り、当該不正な払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額のうち4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
 - ② 前1項の規定は、第1項にかかわらず、当該不正な払戻しの日（盗難・証券が盗取された日）から、2年を経過する日に行われた場合は、適用されないものとします。
 - ③ 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。
 - A 当該不正な払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 貯金者が貯金者その他の第三者より行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - B 通帳・証券の盗取が、戦争、暴動等による善良な社会秩序の混乱に乗じまたはこれに随って行われたこと
 - ④ 当組合が当該不正な払戻しについて貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。ただし、貯金者が、当該不正な払戻しを受けた日から1年を経過した後も、その不正な払戻しを受けた金額のうち、その対応した限度において戻金を受け取ります。
 - ⑤ 当組合が第2項の規定による補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当組合はかかる払戻請求権は消滅します。
 - ⑥ 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証券により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する債権を行使し、その不足部分を返還請求権を取得するものとします。
- (譲渡、買入れの禁止)**
 - ① この貯金および通帳または証券は、譲渡または買入れすることはできません。
 - ② 当組合がやむを得ないと認め買入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。
- (中間払戻定期貯金の利息については、第3条の規定を準用します。)**
 - ① 中間払戻定期貯金については、その内容を通帳または証券に記載し、次により取ります。
 - A 印鑑はこの貯金の届出印を兼用します。
 - B 中間払戻定期貯金をこの貯金とともに解約または書替継続する場合は、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章および前記署名押印して通帳または証券とともに届出してください。
 - C 中間払戻定期貯金のみを解約するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記号押印して通帳または証券とともに届出に提出してください。
 - ② 中間払戻定期貯金の証券を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第3条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間払戻定期貯金の元金とは別とします。
- (届出)**
 - ① 届出のあった場合、住所および当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延滞または到達しない事故が生じたとき通常到着するべき時刻に到達したものとみなします。
- (危険事故発生時に通常到着するべき時刻に到達したものとみなす)**
 - ① この貯金は、満期日未到来にあって、当組合に農業産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に加入している保険料と相当する金額に当組合が当該事故額として引当が到来したものと見て、相殺することができず、なお、この貯金は、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保が設定されている場合に、同様の取扱いをします。
 - ② 前項より相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - A 相殺通知は届出によるものとし、複数の特約金等の債務がある場合には、この貯金で担保されている通帳または証券をすべて当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保されている債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合に貯金者の保証書から相殺されるものとします。
 - B 前号の充当の指図のない場合には、当組合が指示する順序方法により充当いたします。
 - C 第1号による指図による限り、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を申し立て、担保の保全の指図を指示するものとします。
 - ③ 第1項より相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - A この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までの日、利率は約定利率を適用するものとします。
 - B 借入金等の債務の利率、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日をもってし、利率は当組合の定めによるものとします。また、期間前解約通知等期間前返済することにより発生する損害金の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
 - C 第1項より相殺する場合において借入金の期限前返済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について当組合の承諾を要する等の別項等適用法に定めることとします。
- (別項等適用法に係る異動)**
 - ① 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休暇預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休暇預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
 - A 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込がよる払出し、口座振替その他の事由による貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - B 貯金者等がこの貯金について、別項等適用法第3条第1項に定める情報提供の義務があったこと
 - C 貯金者等からの申し出によることに基づく自動継続貯金の継続申請登録があったこと
- (休暇預金等活用法に係る最終異動)**
 - ① この貯金について、休暇預金等活用法における最終異動日と定め、次に掲げる日の最も遅い日を行います。
 - A 第13条に定める異動が最後となる日
 - B 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日より次項において定める日
 - C 当組合が貯金者等に対して休暇預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知をした日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当組合からあらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日）までに通知が貯金者等の債権行使を停止するものとします。
 - D この貯金（休暇預金等活用法第2条第2項に定める預金等）に該当することとなった日
 - ② 第1項第2項において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみを指すものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とする。
 - A ①初回の満期日より、次掲げる事由が生じた場合（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合が貯金者等に対して休暇預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当組合からあらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日）までに通知が貯金者等の意思によらないで送達されたときを除く。）に限りする。
 - B ①この貯金およびその命主とづく命主もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと
 - ③ この貯金において、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）当該支払停止の日の対象となったこと
 - A 当該支払停止の日
 - B 当該支払停止の日の翌日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されるとき、または予定された日（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものと限ります。）
 - A 当該入金が行われた日または入金が行われなくなる日が確定した日
- (休暇預金等代替金に関する取扱い)**
 - ① この貯金について長期引当がない場合、休暇預金等活用法にもとづく貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休暇預金等代替金を請求することができます。
 - ② 前項の取扱い、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休暇預金等代替金を請求するときは、その請求書の提出に際しては、その請求書に当組合の印影を捺印し、当該組合が有する当該貯金債権を取得する方法として、休暇預金等代替金債権の支払を受けなければならないものとします。
 - ③ 貯金者等は、第1項の規定において、次に掲げる事由が生じたときは、休暇預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求等を行うこととして、あらかじめ当組合に委任します。
 - A この貯金に係る休暇預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分、強制執行、強制執行、強制執行に限りする。
 - ④ 当組合は、次の各号に掲げる事由が生じた場合限り、貯金者等に代わって第3項による休暇預金等代替金の支払を請求することを由とします。
 - A 当組合がこの貯金に係る休暇預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けておること
 - B 前号の各号の取扱いを行う場合には、当組合が当該債権に対して有している権利を行使する方法として支払うこと
 - ⑤ 本条については、休暇預金等活用法にもとづく貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。
- (附則(変更等))**
 - ① 前項の変更は、公表の相当の定め相当な期間を経過した日から適用するものとします。